

平成28年9月15日

各指定居宅介護支援事業所の管理者 様
(岐阜市所在の事業所を除く)

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

指定居宅介護支援事業所の特定事業所加算に関する届出等の取扱いについて

日頃から本県の高齢者施策の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

指定居宅介護支援事業所の特定事業所加算に関して、「介護支援専門員実務研修における科目『ケアマネジメントの基礎技術に関する実習』等に協力又は協力体制を確保していること」という要件が、今年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表日である平成28年11月22日から適用されます。

標記につきましては、平成27年度集団指導にて周知しているところですが、本県におきましては別添のとおり取扱うことといたしますので、ご承知くださいますようお願いいたします。

健康福祉部高齢福祉課介護事業者係			
担当係長	篠田	担当	中野
〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1			
電話 058-272-8298 (直通)			
メール nakano-takahiro@pref.gifu.lg.jp			

平成28年9月15日

特定事業所加算に関する届出等の取扱いについて

指定居宅介護支援事業所の特定事業所加算にかかる「介護支援専門員実務研修における科目『ケアマネジメントの基礎技術に関する実習』等に協力又は協力体制を確保していること」の要件（以下、「追加要件」）の適用に関する届出等については、以下のとおりの取扱いとしますので、ご承知いただきますようお願いいたします。

1 加算の算定について

- ・平成28年10月まで（追加要件適用前） … 協定を締結していなくても算定可能。
- ・平成28年11月から（追加要件適用後） … 協定を締結していない場合、算定不可

2 体制届等の提出について

A、平成28年9月15日までに加算算定の届出を提出した事業所で、実習受入れに関する協定を締結する場合

→この場合は体制届等の提出は不要です。

B、平成28年9月15日までに加算算定の届出を提出した事業所で、実習受入れに関する協定を締結しない場合

→平成28年11月以降は特定事業所加算の算定ができなくなりますので、加算の取り下げに関しての体制届等を岐阜地域福祉事務所または所管の県事務所へ提出していただく必要があります。

実習受入れに関する協定を締結する場合は、指定研修実施機関（社会福祉法人岐阜県福祉事業団 福祉総合相談センター）へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

C、平成28年11月以降から新規に特定事業所加算を算定する場合

→加算算定に関する届出の際に、指定研修実施機関との協定書の写しを添付していただく必要がありますので、ご留意願います。

※ 中核市である岐阜市内所在の事業所については、岐阜市の基準によります。